

◎新潟県告示第256号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 農林水産部関係		(4) 農林水産部関係	
	証 明		証 明
1	(略)	1	(略)
2	削除	2	登録免許税法施行規則第10条に規定する登録免許税法別表3の24の項第3欄第1号に規定する農業倉庫等に該当する旨の証明
(5)～(7) (略)		(5)～(7) (略)	
(8) 警察本部関係		(8) 警察本部関係	
	証 明		証 明
1	(略)	1	(略)
2	<u>行方不明者に係る届出に関する証明</u>	2	<u>家出人の搜索願出に関する証明</u>
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法第31条の2、同法第31条の7、同法第31条の12、同法第31条の17若しくは同法第33条の規定による営業の届出又は廃業に関する証明	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明
4 ～ 7	(略)	4 ～ 7	(略)
8	削除	8	検視済である旨の証明
9 ～ 10	(略)	9 ～ 10	(略)
(9) (略)		(9) (略)	